

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：令和 2 年 1 0 月 1 5 日（木）

担当課：街づくり計画部 街づくり総務課

件 名：健康都市やまと都市計画マスタープラン（素案）について	
提出理由：健康都市やまと都市計画マスタープランを策定するにあたり、素案の内容について了承を得るため。	
内 容： 1. 背景等 - 都市計画マスタープランは、都市計画法において市町村が策定することとされている計画であり、個々の都市計画が一体のものとして機能するよう定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である。 - 本市は、平成 9 年(1997 年)3 月に、概ね 20 年後を目標年次とした都市計画マスタープランを策定し、平成 22 年（2010 年）4 月に中間改訂を行いながら、この計画に基づき、土地利用の誘導や都市基盤の整備を進めてきた。 - こうした中、近年、都市計画マスタープランの役割が、全国的に進む人口減少や少子高齢化、大規模災害への対応などにシフトしており、国は法改正などを行いながら、ICT を含めた様々な知見を活用し持続可能な都市を構築していくことの必要性を示している。 - 本市の都市計画マスタープランも、策定から概ね 20 年が経過したところであり、近年の社会的な課題等を踏まえたものとするため、計画を全面的に見直すことが必要となっている。 2. 策定の基本的な考え方 - 現計画において、理想的なまちの姿として 4 つの「目指すまち」を設定していたものを変更し、新たに 1 つの「目指す都市」を設定した構成とする。 - また、これまで法体系（住宅、道路、景観等）ごとに整理してきた分野別方針を、分野横断的な都市づくりの方針へと変更するほか、地域別のあるべき姿を新たに設定する。 3. 計画の概要 (1)位置付けと役割 - 都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられた市町村計画であり、神奈川県が定める「大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定する。	「健康都市やまと総合計画」を支える都市計画に関する基本的な方針であり、大和市の目指す都市の姿を明らかにするとともに、行政が主体的に取り組む都市づくりの方向性等を示す役割を担う。 (2)目標年次 - 令和 22 年度（2040 年度） (3)「全体構想」の概要 ①目指す都市の姿 - 目指す都市として「暮らす人、活動する人、訪れる人 みんなの居場所が織りなすまちと駅と森の生活都市」を掲げるほか、将来都市構造、将来人口構成の目指す姿を示す。 ②都市づくりのテーマ別方針 - 目指す都市の実現に向け、人の生活に着目した分野横断的な 6 つのテーマを設定する。 ＜多様な居場所が織りなす＞ 1. 繋がりが生まれる都市づくり 2. 活躍しやすい都市づくり 3. 暮らし続けられる都市づくり 4. 安心して暮らせる都市づくり 5. 心地良く暮らせる都市づくり ＜多様な居場所を育む＞ 6. 地域の特性を生かした都市づくり (4)「地域別構想」の概要 - 日常生活圏域等を考慮して定めた 5 つの地域（中央林間・つきみ野地域、南林間・鶴間地域、大和・相模大塚地域、桜ヶ丘地域、高座渋谷地域）において、「あるべき地域の姿」と「まちづくりの取り組み指針」を示す。 (5)「実現に向けて」の概要 - 目指す都市の実現に向け、本市に関わる幅広い方々との連携や、「共創」によるまちづくりの推進等について考え方を示す。 - PDCA サイクルにより、施策等の進行管理、効果検証を行い、適宜、計画を見直す旨を示す。
経 過 H 9. 3 現行計画策定（H22. 4 中間改訂） H30. 11～ 都市計画審議会における審議（R2.8 までに 8 回） R 1. 7～8 地域における意見交換会等	今後の予定 R 2. 11～12 市民意見公募手続きの実施 R 3. 1 都市計画審議会 諮問・答申 R 3. 3 都市計画マスタープラン策定